

危険物取扱者・消防設備士 免状書換え／再交付申請手続きの案内

申請理由	手続き対象者
① 写真書換え	・新規免状、再交付、写真書換えによる交付を受けて10年が経過する方
② その他の書換え	・免状の記載事項（本籍・氏名等）に変更があった方 ※同一都道府県内の本籍の変更、現住所の変更については書換えの必要はありません。 ・旧姓の記載をされたい方
③ 再交付	・免状を亡失・汚損・破損等された方 ※免状の交付を受けた都道府県、又は書換えをしたことのある都道府県に申請してください。

申請区分		必要な書類等						
		申請書 (※1)	現在お持ちの免状 (注)	写真1枚 (※2)	身分証明書 (※3)	書換えの事由を証明する書類 (※4)	免状返送用封筒 (※5)	手数料 宮城県収入証紙 (※6)
① 写真書換え	新しい写真に書換え	○	○	○	×	×	○	1,600円
② その他の書換え	氏名・本籍等の変更	○	○	×	×	○	○	700円
	旧姓記載・変更					×		
	旧姓削除					×		
③ 再交付	亡失・滅失	○	×	○	○	×	○	1,900円
	汚損・破損		○					
④ 「① 写真書換え」と「② その他の書換え」を同時申請する場合								1,600円
⑤ 「③ 再交付」と「② その他の書換え」を同時申請する場合								1,900円

(※1) 申請書は、当センターのホームページからダウンロードもできます。

(※2) 写真は、縦 4.5cm×横 3.5cm で、カラー・白黒どちらでも構いません。デジタルカメラで撮影された写真は、写真専用紙に高画質で印刷されたものに限ります。(写真は、申請書の所定の位置に貼付してください。)

(※3) 再交付申請は、身分証明書（運転免許証等）のコピーを添付してください。

(※4) 戸籍抄本又は住民票等。(住民票は旧氏名・旧本籍地が記載されたもので、マイナンバー[個人番号]の記載が無いもの。)

(※5) 1. 書換え、再交付した免状を郵送するための封筒で、住所・氏名を記入し、簡易書留郵送料 434 円分の切手を貼ってください。(免状交付までの所要期間は、約2週間です。)
(令和6年秋以降、郵便料金の改定が見込まれますのでご注意ください。)

2. 代理人が申請・受領する場合は、委任状が必要です。

(※6) 1. 手数料は、宮城県収入証紙を貼付してください。(ゼロファンテープ不可)

2. 宮城県収入証紙は、仙台銀行・県内の信用金庫・七十七銀行（一部店舗）などで扱っています。(郵便局にはありません。) 手数料に過不足がある場合は受付できません。(収入印紙ではありません。)

(注) 1. 免状の携帯義務のある方が写真書換えを申請する場合は、免状の全ての面のコピーを提出してください。(新しい免状が手元に届き次第、古い免状は当センターに返送してください。)

2. 氏名、本籍等の書換えのみを申請する場合、旧姓の記載を希望する場合は、必ず免状を提出してください。

3. 消防設備士免状の自主返納の場合は、当センターまでお問合せください。

携帯義務のある方	危険物取扱者	危険物の移送をする移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に乗車する方
	消防設備士	工事・整備の業務に従事する方